

徳島県告示第五百二十三号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十四条において準用する同法第十二条第五項の規定により、徳島小松島港の港湾施設の概要を次のとおり公示する。

令和五年十一月十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 港湾施設の種類  
 保管施設（野積場）
- 二 名称  
 赤石十
- 三 位置  
 小松島市和田津開町字北三九九番
- 四 数量及び能力  
 面積 九、八八四・一〇平方メートル